

表 1 障害等級と日常生活におけるコミュニケーション活動
(場とレベル)の具体的状況例

〔 3級の欄の音声言語機能のレベルに該当すれば3級と判定する。3級の欄の項目が可能でも、4級の欄のレベルであれば4級と判定する。 〕

障害等級	コミュニケーションのレベル コミュニケーションの場	理解面	表出面
3級	本人 ↓ 家族 本人 ↑ 家族	<ul style="list-style-type: none"> 本人や家族の名前がわからない。 住所がわからない。 日付，時間がわからない。 部屋の中の物品を言われてもわからない。 日常生活動作に関する指示がわからない(風呂に入って，S Tに行って，薬を2錠飲んで……)。 本人の所属，時間 日常生活動作，物品に関する指示	<ul style="list-style-type: none"> 本人，家族の名前が言えないか，通じない。 住所が言えない(通じない)。 日付，時間，年齢が言えない(通じない)。 欲しい物品を要求できない(通じない)。 日常生活動作に関する訴えができないか通じない(窓を開けて……)。 身体的訴えができない(通じない)。 本人の所属，時間 日常生活動作，物品に関する要求
4級	本人 ↓ 家族 周 辺	<ul style="list-style-type: none"> 問診の質問が理解できない。 治療上の指示が理解できない(P T，薬の飲み方……)。 訪問者の用件がわからない。 電話での話がわからない。 尋ねた道順がわからない。 おつかいができない(どこで，何を，いくつ，いくら，誰に，いつ)。 家族以外の者から，日常生活動作について，質問されたり，指示されたりしたときに，理解できない。	<ul style="list-style-type: none"> 病歴，病状が説明できない(通じない)。 治療上のことについて，質問ができない(通じない)。家族に内容を伝えられない。 訪問者に用件を質問できないか通じない。用件を家族に伝えられない。 電話で応答できない。家族に内容を伝えられない(いつ，誰，何，どこ)。 知り合いに電話をかけて用件が伝えられない(通じない)。 行先が言えない(通じない)。道順を尋ねられない(通じない)。 買物をことばでできないか通じない(何をいくつ，いくら)。 家族以外の者に，日常生活動作に関する説明できない。

表 2 等級判定の基準

〔大原則：障害程度の判定基準は一次能力障害(稼得に関係のない日常生活活動能力の欠損度)に基づく〕

障害の程度と等級		認定基準の原則	音声, 言語機能障害の場合	障害程度の定義と具体例	等級判定の基準—コミュニケーション活動の場とレベルからみた意思疎通困難の程度—
重度(1, 2級)	
中程度	3級	家庭内での日常生活活動が著しく障害される	喪失	<p>音声言語による意思疎通ができないもの 「音声機能障害」—音声を全く発することができない(例：無喉頭, 喉頭外傷による喪失, 発声筋麻痺による音声喪失<反回神経麻痺など>) 「言語機能障害」—発声しても意思疎通ができない(例：重度失語症, 聴あ, 運動障害性構音障害, 脳性麻痺構音障害, ろうあ)</p>	<p>家庭において, 家族又は肉親との会話の用をなさない(日常会話は誰が聞いても理解できない)。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。</p>
	4級	家庭周辺での日常生活活動が著しく障害される	著しい障害	<p>音声言語のみ用いて意思を疎通することが困難なもの 「音声機能障害」—喉頭の障害又は形態異常によるもの 「言語機能障害」—イ. 構音器官の障害又は形態異常によるもの ロ. 中枢性疾患によるもの ※障害類型の例は(1)ウの具体例参照のこと</p>	<p>家族又は肉親との会話は可能であるが, 家庭周辺において他人には殆ど用をなさない。 ※具体的状況(コミュニケーション活動の場とレベル)は表1に例示してある。</p>
軽度	軽微	社会での日常生活が著しく障害される	障害非該当	<p>日常の会話が可能であるが不明瞭で不便がある。</p>